

届出に関する事項

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生（支）局に届出を行っています。

* 歯科初診料の注意 1 に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師およびスタッフが在籍しています。

* 明細書発行体制等加算

診療の透明性を高めるため、すべての患者さまに診療報酬の算定項目が記載された診療明細書を無償で発行しています。

明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

* 医療情報取得加算

マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムを導入しています。このシステムにより、患者さまの医療情報（受診歴、服薬情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を取得し、より安全で適切な診療を提供できる体制を整えています。

* 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2（旧：医療 DX 推進体制整備加算）

医療のデジタル化を通じて質の高い医療を提供できるよう、オンライン資格確認や電子カルテなどのシステムを導入しています。

* 歯科訪問診療料の注 1 5 に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

情報通信機器を活用したオンライン診療に対応しています。直接の来院が難

* 歯科治療時医療管理料

高血圧や糖尿病などの疾患をお持ちの患者さまの歯科治療にあたり、全身状態を管理出来る体制が整備されています。緊急時の対応のため、医科の病院と連携しています。

***CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー**

CAD/CAM と呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠（被せ物）やインレー（詰め物）を用いて治療を行なっています。

***クラウン・ブリッジの維持管理**

当院で装着した冠（被せ物）やブリッジについて、二年間の維持管理を行っております。

***歯科外来・在宅ベースアップ評価料 I**

産業全体で賃上げ進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続ける事が出来る様にするための取り組みを実地しております。

***地域医療連携体制加算**

訪問診療に際し、地域医療連携体制の円滑な運営を図るべく、県立新発田病院と連携し、緊急時の対応を確保しています。

***緊急時の連携保険医療機関**

医療機関の名所 新潟県立新発田病院
所在地 新潟県新発田市本町1丁目2-8
緊急連絡先 0254-22-3121

HARADA DENTAL CLINIC

住所 新発田市豊町2-6-27

電話 0254-23-2333

院長 原田健一